鹿児島県公報

令和2年3月10日(火)第87号



行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(保健医療福祉課取扱い) 2

(社会福祉課取扱い) 3

(水産振興課取扱い) 4

(農地整備課取扱い) 5

(農地整備課取扱い) 5

(道路維持課取扱い) 6

(建築課取扱い) 7

ページ

示

- ○保安林の指定施業要件の変更 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- (森づくり推進課取扱い) 2 ○保安林の指定施業要件の変更予定
- ○救急病院等の認定(2件)
- ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定(4件)
- ○漁船保険付保義務発生(2件)
- ○県営土地改良事業の計画の変更 (2件)
- ○県営土地改良事業の工事の完了 (7件)
- ○道路の区域の変更(2件)
- ○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 7
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 7

小

- ○令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告
 - (建築課取扱い) 10
- ○開発行為に関する工事の完了公告

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 10

企業管理 程

- ○鹿児島県工業用水道部公舎管理規程を廃止する規程(※) (工業用水課取扱い) 11
- ○鹿児島県工業用水道部事務決裁規程の一部を改正する規程(※) (工業用水課取扱い) 11

示

鹿児島県告示第212号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 奄美市住用町大字摺勝字登ノ小屋610番1,645番,646番,649番,大字役勝字祖津乙53番, 乙53番1,字前内甲377番2,甲388番2
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第213号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大島郡宇検村大字湯湾字赤土山1875番53, 1875番54
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検 村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第214号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年12月20日鹿児島県告示第1919号,平成11年3月26日鹿児島県告示第543号

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第215号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病院の名称	所 在 地
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号
医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地

2 認定の有効期限 令和5年1月13日

鹿児島県告示第216号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の診療 所を救急診療所として認定した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所 在 地
松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164番地8

2 認定の有効期限 令和5年3月31日

鹿児島県告示第217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	所 在 地	指定年月日
すみれ薬局	日置市伊集院町郡二丁目66番	令和元年11月18日
吹上薬局	日置市吹上町永吉14245番地	令和元年12月1日
こどもクリニック永松	出水市平和町25番地2	令和2年1月1日
医療法人さくら会黒岩整形外科	日置市伊集院町郡二丁目75番地	令和2年1月23日
内科		

鹿児島県告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業者	事	***	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社みらいあま	奄美市名瀬朝仁新町35	訪問看護ステーショ	奄美市名瀬朝仁新町35	令和元年7
み	番23号	ン日和	番23号	月1日

鹿児島県告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	所 在 地	指定年月 日	サービスの種 類
アルテンハイム加世田	南さつま市加世田武田13877	令和元年	短期入所生活

| 番地 | 12月1日 | 介護

鹿児島県告示第220号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業 者	事	業 所	,/	
	主たる事務所の所在			指定年月	サービス
名 称	地	名 称	所 在 地	日	の種類
医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁	医療法人徳洲会山	指宿市山川小川1571	平成31年	訪問リハ
	目3番1-1200号	川病院	番地	4月1日	ビリテー
					ション,
					通所リハ
					ビリテー
					ション,
					介護予防
					訪問リハ
					ビリテー
					ション,
					介護予防
					通所リハ
					ビリテー
					ション
医療法人翔優会	鹿児島市大明丘三丁	ワハハ姶良イオン	姶良市西餅田264-	令和元年	訪 問 看
	目9番8号	キッズデンタルラ	1 - 3 F	7月1日	護,訪問
		ンド&大人歯科			リハビリ
					テーショ
					ン、居宅
					療養管理
					指導,介
					護予防訪
					問看護,
					介護予防
					訪問リハ
					ビリテー
					ション,
					介護予防
					居宅療養
					管理指導

鹿児島県告示第221号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,天城加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第222号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果、沖永良部加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第223号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村整備(中山間地域総合整備型)(旧:中山間地域総合整備(一般型)) (農業用用排水施設整備、農道整備、区画整理及び暗渠排水)日置南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
 - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和2年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所
 - 日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第224号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備(一般型)(旧:中山間地域総合整備)(農業用用排水施設整備、農道整備及び区画整理)大隅地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
 - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和2年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所
 - 曽於市役所耕地課

鹿児島県告示第225号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(農業用用排水施設整備)十三塚原地区の工事は、平成25年3月21日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第226号

土地改良事業県営畑地帯総合整備(土層改良)十三塚原地区の工事は、平成23年1月7日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第227号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策(農業用用排水施設整備)宮ノ脇地区の工事は、

平成24年2月3日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第228号

土地改良事業県営土砂崩壊防止(農業用用排水施設整備)植村地区の工事は、平成24年3月 27日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第229号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策(農業用用排水施設整備)草場地区の工事は,平成24年3月30日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第230号

土地改良事業県営土砂崩壊防止(農業用用排水施設整備)笹之段地区の工事は、平成24年2月6日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第231号

土地改良事業県営用排水施設整備(農業用用排水施設整備)小鹿野地区の工事は、平成26年3月19日に完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	5045	<u>ユ</u> プ		薩摩郡	さつ	ま町	広瀬	字楽田	前	9.7~14.5	248. 2
				3391番	7 地	先か	ら同	町広瀬	前	16.7 \sim 32.6	236. 1
				字池ノ	原19	10番	1地	先まで	後	16.7 \sim 32.6	236. 1

鹿児島県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は、令和2年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の	路	線	名	変	更	の	区	間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
種類									の別	() ()	() ()
県道	黒木	新地	線	薩摩郡	さつ	ま町	中津	川字荒	前	3.9~37.2	1, 255. 8
				田 5490	番 4	地先	から	同町永	前	10.0 \sim 49.7	1, 200. 0
				野字下新開7100番1地先ま			後	10.0 \sim 49.7	1, 200. 0		
				で							

鹿児島県告示第234号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 施行者の名称 霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 国分都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・10号山崎線
- 3 事業施行期間(変更なし) 平成27年1月9日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

平成27年1月9日鹿児島県告示第10号の事業地のうち国分中央一丁目地内において事業 地を変更する。

(2) 使用の部分

平成27年1月9日鹿児島県告示第10号の事業地に国分中央一丁目を加える。

姶良·伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年3月10日

姶良·伊佐地域振興局長 永田秋人

事業	業 所	指定障		障害福祉		
tr #h	=r += lib	h th	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
あいらの杜	姶良市脇元728	株式会社夢の里	日置市伊集院町	二俣 里香	令和2年	就労継続
	番地69		郡二丁目29番地		2月29日	支援A型
			1			

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験 機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期日	場所
学科の試験	令和2年7月5日	(1) 鹿児島試験場
	(日) 午前10時10	鹿児島大学工学部(鹿児島市郡元一丁目21番40
	分から午後5時20	号)
	分まで	(2) 奄美試験場
		鹿児島県大島支庁本館4階中会議室(奄美市名
		瀬永田町17番3号)
設計製図の	令和2年9月13日	鹿児島試験場
試験	(日) 午前11時か	鹿児島大学工学部(鹿児島市郡元一丁目21番40号)
	ら午後4時まで	

(2) 木造建築士試験

区分	Ì	期	日	場	所
学科の試	験	令和2年7月12日		鹿児島試験場	
		(日) 午前10時10		鹿児島大学工学部	(鹿児島市郡元一丁目21番40号)
		分から午	後 5 時20		
		分まで			
設計製図	の	令和2年	10月11日	鹿児島試験場	
試験		(日) 午	前11時か	鹿児島大学工学部	(鹿児島市郡元一丁目21番40号)
		ら午後4	時まで		

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

- 3 試験の内容
 - (1) 学科の試験
 - ア 試験科目
 - (ア) 建築計画
 - (イ) 建築法規
 - (ウ) 建築構造
 - (五) 建築施工
 - イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲 げる学科の試験を免除する。

平成30年又は令和元年に都道府県知事が実施した二	二級建築士試験の学科の試験
級建築士試験の学科の試験に合格した者	
平成30年又は令和元年に都道府県知事が実施した木	木造建築士試験の学科の試験
造建築士試験の学科の試験に合格した者	

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

令和2年6月10日(水)頃から鹿児島県庁(行政庁舎15階)掲示板並びに公益社団法 人鹿児島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の日に各試験場 に掲示する。

4 受験手数料

18,500円

- 5 受験手続
 - (1) 郵送による受験申込み
 - ア 提出書類等
 - (7) 受験申込書

- (イ) 建築士法施行細則 (昭和25年鹿児島県規則第116号) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる書類 (受験申込みをしようとする者が次のa又はbに該当する場合は,提出を要しない。)
 - a 二級建築士試験を受験しようとする者であって,過去に都道府県知事が実施した 二級建築士試験の受験をしたことがあるものが,令和元年以前の二級建築士試験の 受験票又は合否を証する書面を⑦の受験申込書に貼付する場合
 - b 木造建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した 木造建築士試験の受験をしたことがあるものが、令和元年以前の木造建築士試験の 受験票又は合否を証する書面を⑦の受験申込書に貼付する場合
- (ウ) 写真(受験申込み前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル,横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもの)2枚
- (x) 二級建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあっては、平成30年又は令和元年に都道府県知事が実施した二級建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書
- (オ) 木造建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあっては、平成30年又は令和元年に都道府県知事が実施した木造建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書
- イ 提出書類等の提出先及び受付期間

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

郵便番号 102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 電話番号 03-6261-3310

令和2年3月25日(水)から同月31日(火)までとする。

ウ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、イの提出先に簡易書留で郵送すること。

なお、イの受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に都道府県知事が実施した 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な 個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (https://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

イ 受験申込受付期間

令和2年4月13日(月)午前10時から同月20日(月)午後4時までとする。

- (3) 受付場所における受験申込み
 - ア 提出書類等

(1)のアに同じ。

- イ 提出書類等の受付場所,受付期間及び問合せ先
 - (ア) 鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室(鹿児島市新屋敷町16番301号)

令和2年4月9日(木)から同月13日(月)までのそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

公益社団法人鹿児島県建築士会本部(電話099-222-2005)

(4) 鹿児島県大島支庁本館4階中会議室(奄美市名瀬永田町17番3号)

令和2年4月9日(木)及び同月10日(金)のそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。

公益社団法人鹿児島県建築士会奄美・大島支部 (電話0997-53-3898)

ウ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、イの受付場所に直接提出すること。

6 受験申込書の用紙の交付

5の(1)又は(3)に必要な受験申込書の用紙は、公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各

支部(南薩支部,川薩支部及び奄美・大島支部を除く。)において,令和2年3月16日(月)から同年4月13日(月)まで(土曜日,日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)交付する。

なお,前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局,南薩地域振興局,北薩地域振興局,大島支庁及び大島支庁徳之島事務所並びに垂水市役所においても交付するが,交付場所については,同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。

7 合格者の発表等

- (1) 学科の試験の合格者の発表
 - 二級建築士試験は令和2年8月25日(火)(予定)に、木造建築士試験は同年9月8日 (火)(予定)に、鹿児島県庁(行政庁舎15階)掲示板に掲示するなどして発表する。
- (2) 最終合格者の発表

令和2年12月3日(木)(予定)に,鹿児島県庁(行政庁舎15階)掲示板に掲示するなどして発表する。

- (3) 合格者等への通知
 - (1)及び(2)とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。
- 8 その他
 - (1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。
 - (2) 試験についての照会は、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310) 又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部(電話099-222-2005) に対して行うこと。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

奄美市名瀬入舟町3番28の一部並びに名瀬矢之脇町2219番22の一部, 2219番23の一部, 2219番24の一部, 2219番25の一部, 2219番29の一部, 2219番31の一部, 2221番の一部及び 2230番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

奄美市名瀬長浜町517番地

一般財団法人奄美市開発公社

代表理事 朝山毅

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年3月10日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAうる星やつらN-K	株式会社ニューギン	9P1572
ぱちんこ遊技機	PダンガンロンパM6−V1	株式会社ニューギン	9P1773
ぱちんこ遊技機	Pリング 呪いの7日間2 FX	株式会社藤商事	9P1890
ぱちんこ遊技機	Pツインループ花満開GLA	株式会社ソフィア	9P1820

鹿児島県公報

ぱちんこ遊技機	P13日の金曜日MA	株式会社ソフィア	9P1887
ぱちんこ遊技機	P13日の金曜日GLA	株式会社ソフィア	9P1915

企業管理規程

鹿児島県企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道部公舎管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県工業用水道部公舎管理規程を廃止する規程

鹿児島県工業用水道部公舎管理規程(昭和47年鹿児島県企業管理規程第1号)は、廃止する。 附 則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

鹿児島県企業管理規程第2号

鹿児島県工業用水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県工業用水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部事務決裁規程(昭和45年鹿児島県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

附則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。